



鳥取県公報

令和3年12月24日(金)
第9362号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定(660) (福祉監査指導課) 2
	公共測量の終了(661) (県土総務課) 2
	土地改良区の役員の退任(662) (中部総合事務所農林局) 2
	開発行為に関する工事の完了(2件) (663・664) (西部総合事務所環境建築局) 2
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (東部農林事務所) 3
	森林法による開発行為の許可(中部総合事務所農林局) 3

告 示

鳥取県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社キンタカ	西伯郡大山町末長 262-3	大山口薬局	西伯郡大山町末長 292-7	居宅療養管理指導	令和3年10月 6日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社キンタカ	西伯郡大山町末長 262-3	大山口薬局	西伯郡大山町末長 292-7	介護予防居宅療養管理指導	令和3年10月 6日

鳥取県告示第661号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 作業地域 鳥取市鹿野町岡木地内
- 終了年月日 令和3年12月3日

鳥取県告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年12月24日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所
理事 半 田 幹 雄 倉吉市上余戸287
令和3年4月8日退任

鳥取県告示第663号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年12月24日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和3年8月23日 鳥取県指令第202100125537号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字中坪
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市渡町3697
田中 洋平

鳥取県告示第664号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年12月24日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和2年12月25日 鳥取県指令第202000246590号
令和3年12月7日 鳥取県指令第202100222185号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市中野町
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市安倍200-1
株式会社メディカル・ケア米子ホールディングス 代表取締役 藤山 勝巳

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所
鳥取市気高町八束水字村屋敷2316
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、令和3年12月10日付鳥取県告示第646号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 4 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 5 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月24日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

開発者の氏名又は名称及び代表者	開発者の住所又は主たる事	開発行為を行う土地の所在	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土	開発行為をしよう	開発行為に係る森		

の氏名	務所の所在地	地		地の面積	とする森林の土地の面積	林の土地の面積		
中部砂利生産協同組合 理事長 伊藤 孝一	東伯郡三朝町大字 福本463 - 3	東伯郡三朝町大字 福本、福山地内	真砂土の採取	17.7406 ヘクター ル	17.7406 ヘクター ル	10.2516 ヘクター ル	令和3年12 月14日から 令和8年11 月19日まで	令和3年12 月14日